

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第1号訪問事業訪問介護事業所
指定第1号通所事業通所介護事業所

御中

荒川区福祉部高齢者福祉課長

**荒川区介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業（訪問・通所・
介護予防ケアマネジメント）の令和6年度介護報酬改定等について（通知）**

日頃から当区の高齢者福祉事業にご協力いただきありがとうございます。

今般の介護給付サービスにおける令和6年度介護報酬改定等に伴い、荒川区介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号訪問事業訪問介護（旧介護予防訪問介護相当）、第1号通所事業通所介護（旧介護予防通所介護相当）及び介護予防ケアマネジメントの介護報酬等について、厚生労働大臣が定める基準を踏まえ検討した結果、令和6年4月1日から下記のとおり改定いたします。

ご利用者へのご案内、その他必要な手続等についてご対応をお願いいたします。

また、詳細につきましては、別添の1月22日付介護給付費分科会資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」（以下、「厚労省資料」という。）をご参照ください。

なお、本厚労省資料については案段階のものであり、正式な資料は後日厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html）に掲載予定とのものでありますので、適宜ご確認いただくようお願いいたします。

記

1 第1号訪問事業訪問介護の変更点等について

(1) 基本報酬について【国に準拠】

第1号訪問事業訪問介護の基本報酬単位について、国基準と同様に以下のとおりとする。

(訪問)利用区分	現 行 (～R6.3月分)	令和6年度以降 (R6.4月分～)
事業対象者・要支援1・2（週1回程度利用）	1,176 単位/月	1,176 単位/月
事業対象者・要支援1・2（週2回程度利用）	2,349 単位/月	2,349 単位/月
事業対象者・要支援1・2（週2回を超える利用）	3,727 単位/月	3,727 単位/月

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入【国に準拠】厚労省資料P48

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	業務継続計画未策定減算 所定単位数の1/100減算 <新設>

経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

ロ 算定要件等

以下の基準に適合していない場合（新設）

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

(3) 高齢者虐待防止の推進【国に準拠】厚労省資料P49

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100減算 <新設>

ロ 算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(4) 口腔管理に係る連携の強化【国に準拠】厚労省資料P81

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及びケアマネジャーへの情報提供を評価する新たな加算を設ける。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	口腔連携強化加算 50単位/回 <新設> 1月に1回に限り算定可能

ロ 算定要件等

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り50単位を加算する。

事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

（５）同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し【国に準拠】厚労省資料P135、136

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

イ 単位数・算定要件等

現行（～R6.3月分）

単位数	算定要件
同一建物減算 所定単位数の10/100減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

改定後（R6.4月分～）

単位数	算定要件
同一建物減算 所定単位数の10/100減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（以下に該当する場合を除く）
同一建物減算 所定単位数の15/100減算 <新設>	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
同一建物減算 所定単位数の12/100減算 <新設>	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

（６）身体的拘束の適正化の推進【国に準拠】厚労省資料P51

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的

拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

(7) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化【国に準拠】厚労省資料P119

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(8) 「書面掲示」規制の見直し【国に準拠】厚労省資料P149【令和7年4月～】

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

下線部については、令和7年度から適用する。

(9) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化【国に準拠】厚労省資料P107、108【令和6年6月～】

介護職員の処遇改善に係る加算について、厚生労働大臣が定める基準の改正が令和6年6月1日付施行となることから、区の基準についても、以下のとおり改正を予定しております。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

イ 単位数・算定要件等

現行（～R6.5月分）

単位数
介護職員処遇改善加算（ ） 所定単位数の 137/1000 加算
介護職員処遇改善加算（ ） 所定単位数の 100/1000 加算
介護職員処遇改善加算（ ） 所定単位数の 55/1000 加算
介護職員等特定処遇改善加算（ ） 所定単位数の 63/1000 加算
介護職員等特定処遇改善加算（ ）

所定単位数の 42/1000 加算
介護職員等ベースアップ等支援加算
所定単位数の 24/1000 加算

改定後（R6.6月分～）

単位数	算定要件
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 245/1000 加算	新加算（ ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士 30%以上）
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 224/1000 加算	新加算（ ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ グループごとの配分ルール【撤廃】
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 182/1000 加算	新加算（ ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 145/1000 加算	・ 新加算（ ）の 1/2 (7.2%) 以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。

新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算 の加算額の 1 / 2 以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

ベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その 2 / 3 以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

令和 6 年 4 月 1 日から、国基準に則り、一部算定要件を緩和します。詳細は別途厚労省資料等をご確認ください。

（ 1 0 ） その他の取扱い

第 1 号訪問事業訪問介護の各費用の算定並びに人員、設備及び運営等に係る取扱いについて、上記以外の変更点は、訪問介護と同様とします。

なお、新設あるいは改定される加算を令和 6 年 4 月から算定する場合は、区への届出が必要となる場合があります（詳細は別途案内します）。

2 第1号通所事業通所介護の変更点について

(1) 基本報酬の引き上げ【国に準拠】及び利用区分の追加【区独自の改正】

基本報酬について、国基準と同等の引き上げを行う。

要支援1でも週2回利用が可能となるよう、要支援1の基本報酬及び加算、減算について、利用回数に応じた単位数を設定する。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）

(通所)利用区分	単位数
事業対象者(週1回程度利用)・要支援1	1,672 単位/月
事業対象者(週2回程度利用)・ 要支援2(週2回程度利用)	3,428 単位/月
要支援2(週1回程度利用)	1,714 単位/月

改定後（R6.4月分～）

(通所)利用区分	単位数
事業対象者(週1回程度利用)・ 要支援1(週1回程度利用)	<u>1,798 単位/月</u>
事業対象者(週2回程度利用)・ 要支援1(週2回程度利用)	<u>3,621 単位/月</u>
要支援2(週1回程度利用)	<u>1,811 単位/月</u>
要支援2(週2回程度利用)	<u>3,621 単位/月</u>

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入【国に準拠】厚労省資料P48

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	業務継続計画未策定減算 所定単位数の1/100減算 <新設>

令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ロ 算定要件等

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

（３）高齢者虐待防止の推進【国に準拠】厚労省資料P49

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100減算 <新設>

ロ 算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（４）事業所評価加算の廃止【国に準拠】厚労省資料 P73

要介護認定制度の見直しに伴い、事業所評価加算の廃止を行う。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
事業所評価加算 120 単位/月	なし <廃止>

（５）運動器機能向上加算の基本報酬への包括化【国に準拠】厚労省資料 P142

身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
- ・ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせで算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
運動器機能向上加算 225 単位/月	なし <廃止>
選択的サービス複数実施加算 480 単位	なし <廃止>
選択的サービス複数実施加算 700 単位	一体的サービス提供加算 480 単位/月

ロ 算定要件等

以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。

- ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ・ 利用者が第1号通所事業通所介護の提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
- ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

(6) 送迎減算の導入【国に準拠】

利用者に対して、その居宅と指定第1号通所事業通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、基本報酬を減算する。

イ 単位数

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	送迎減算 片道につき47単位減算 <新設>

週1回程度利用の場合は1月につき376単位を、週2回程度利用の場合は1月につき752単位を限度とする。

ロ 算定要件等

通所介護における取扱いに同じ。

(7) 身体的拘束の適正化の推進【国に準拠】厚労省資料P51

(8) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化【国に準拠】厚労省資料P119

(9) 「書面掲示」規制の見直し【国に準拠】厚労省資料P149

第1号訪問事業訪問介護における取扱いに同じ。

(10) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化【国に準拠】厚労省資料P107、108【令和6年6月～】

介護職員の処遇改善に係る加算について、厚生労働大臣が定める基準が令和6年6月1日付施行となることから、区の基準についても、以下のとおり改正を予定しております。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

イ 単位数・算定要件等

現行（～R6.5月分）

単位数
介護職員処遇改善加算（ ） 所定単位数の 59/1000 加算
介護職員処遇改善加算（ ） 所定単位数の 43/1000 加算
介護職員処遇改善加算（ ） 所定単位数の 55/1000 加算
介護職員処遇改善加算（ ） 所定単位数の 23/1000 加算
介護職員等特定処遇改善加算（ ） 所定単位数の 12/1000 加算
介護職員等特定処遇改善加算（ ） 所定単位数の 10/1000 加算

改定後（R6.6月分～）

単位数	算定要件
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 92/1000 加算	新加算（ ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士 30%以上）
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 90/1000 加算	新加算（ ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ グループごとの配分ルール【撤廃】
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 80/1000 加算	新加算（ ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
介護職員等処遇改善加算（ ）＜新設＞ 所定単位数の 64/1000 加算	・ 新加算（ ）の 1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。

新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算 の加算額の 1 / 2 以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

ベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その 2 /

3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

令和6年4月1日から、国基準に則り、一部算定要件を緩和します。詳細は別途厚労省資料等をご確認ください。

(11) その他の取扱い

第1号通所事業通所介護の各費用の算定並びに人員、設備及び運営等に係る取扱いについて、上記以外の変更点は、通所介護と同様とする。

なお、新設あるいは改定される加算を令和6年4月から算定する場合は、区への届出が必要となる場合があります（詳細は別途案内します）。

3 介護予防ケアマネジメントの変更点について

(1) 基本報酬の見直し【国に準拠】

(介護予防ケアマネジメント)利用区分	現行 (～R6.3月分)	改定後 (R6.4月分～)
介護予防ケアマネジメントA	438 単位/月	442 単位/月
介護予防ケアマネジメントB	408 単位/月	412 単位/月
介護予防ケアマネジメントC	738 単位/月	742 単位/月

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入【国に準拠】厚労省資料P48

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

イ 単位数

現行(～R6.3月分)	改定後(R6.4月分～)
なし	業務継続計画未策定減算 所定単位数の1/100減算 <新設>

経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

ロ 算定要件等

以下の基準に適合していない場合(新設)

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

(3) 高齢者虐待防止の推進【国に準拠】厚労省資料P49

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

イ 単位数

現行(～R6.3月分)	改定後(R6.4月分～)
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100減算 <新設>

ロ 算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。

- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(4) 介護予防支援の指定対象の拡大【国に準拠】

介護予防支援において、令和6年4月より指定対象が拡大となるが、総合事業に係る次の内容については、従前どおりとする。

- イ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施（指定居宅介護支援事業者への委託可能）するものであること。
- ロ また、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けている場合に指定居宅介護支援事業者にその一部を委託することができること。

介護予防支援の指定対象拡大に係る運用については、以下 URL の荒川区ケア倶楽部に掲載しているため、別途ご参照ください。

URL（通知）：<https://carepro-navi.jp/arakawa/StaffInfo/govInfoDetailIndex/41523>
（詳細説明資料）：<https://carepro-navi.jp/arakawa/StaffInfo/govInfoDetailIndex/41846>

(5) 身体的拘束の適正化の推進【国に準拠】厚労省資料P51

(6) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化【国に準拠】厚労省資料P119

(7) 「書面掲示」規制の見直し【国に準拠】厚労省資料P149

第1号訪問事業訪問介護・第1号通所事業通所介護における取扱いに同じ。

(8) その他の取扱い

介護予防ケアマネジメントの各費用の算定並びに人員、設備及び運営等に係る取扱いについて、上記以外の変更点は、介護予防支援と同様とする。

【問合せ先】

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 介護予防事業係
電話 03 - 3802 - 3111（内線2679）